

山形県立天童高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

全ての生徒が安心して学校生活を送り、積極的に様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをなくすことを目的として、いじめ防止等の基本方針を策定します。

2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、特定の生徒に対して、他の生徒が心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- (3) 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

3 いじめ防止のための取組

- (1) 教職員は次のような姿勢でいじめ防止に取り組みます。

- ① いじめについて、教職員全員の共通理解
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ③ 生徒・保護者と、いじめについての認識の共有
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っての指導

- (2) 生徒には次のような力を培い、いじめ防止に取り組みます。

- ① 培う力
 - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
 - イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
 - ウ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整していく力や、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力
 - エ ストレスに対し、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、適切に対処できる力
 - オ 自己有用感や自己肯定感
- ② 取組み内容
 - ア 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業の展開
 - イ 学校の教育活動全体を通じた道徳観・倫理観の醸成
 - ウ 読書活動やボランティア活動・社会貢献活動等の推進
 - エ 学級・学年や部活動等での居場所づくりや仲間づくりの推進
 - オ 規律を持って授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりの推進
 - カ 自己有用感や自己肯定感を感じ取ることのできる機会や困難な状況を克服体験できる機会の提供

- (3) 「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、いじめの防止等に関する次のような取組を行います。
- ① 本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報の収集・記録と共有
- (4) 次のような生徒の主体的な取組によっていじめを防止します。
- ① 生徒会によるいじめ撲滅の宣言
 - ② いじめの防止等に資する生徒会活動
- (5) 家庭・地域と連携し、社会全体で生徒を見守ります。

4 早期発見のための取組み

- (1) 教職員はいじめを見逃さず、気づく努力と工夫を重ねます。
- ① 生徒との信頼関係の構築及び生徒の変化を見逃さないための情報の共有
 - ② 年に2回、「いじめ発見調査アンケート」の実施
 - ③ 生徒がいじめられていることを相談・告白しやすい環境づくり
 - ④ 相談することの大切と相談窓口の周知
 - ⑤ 学校と家庭、地域の組織的連携及び協働する体制の構築

5 いじめの解消

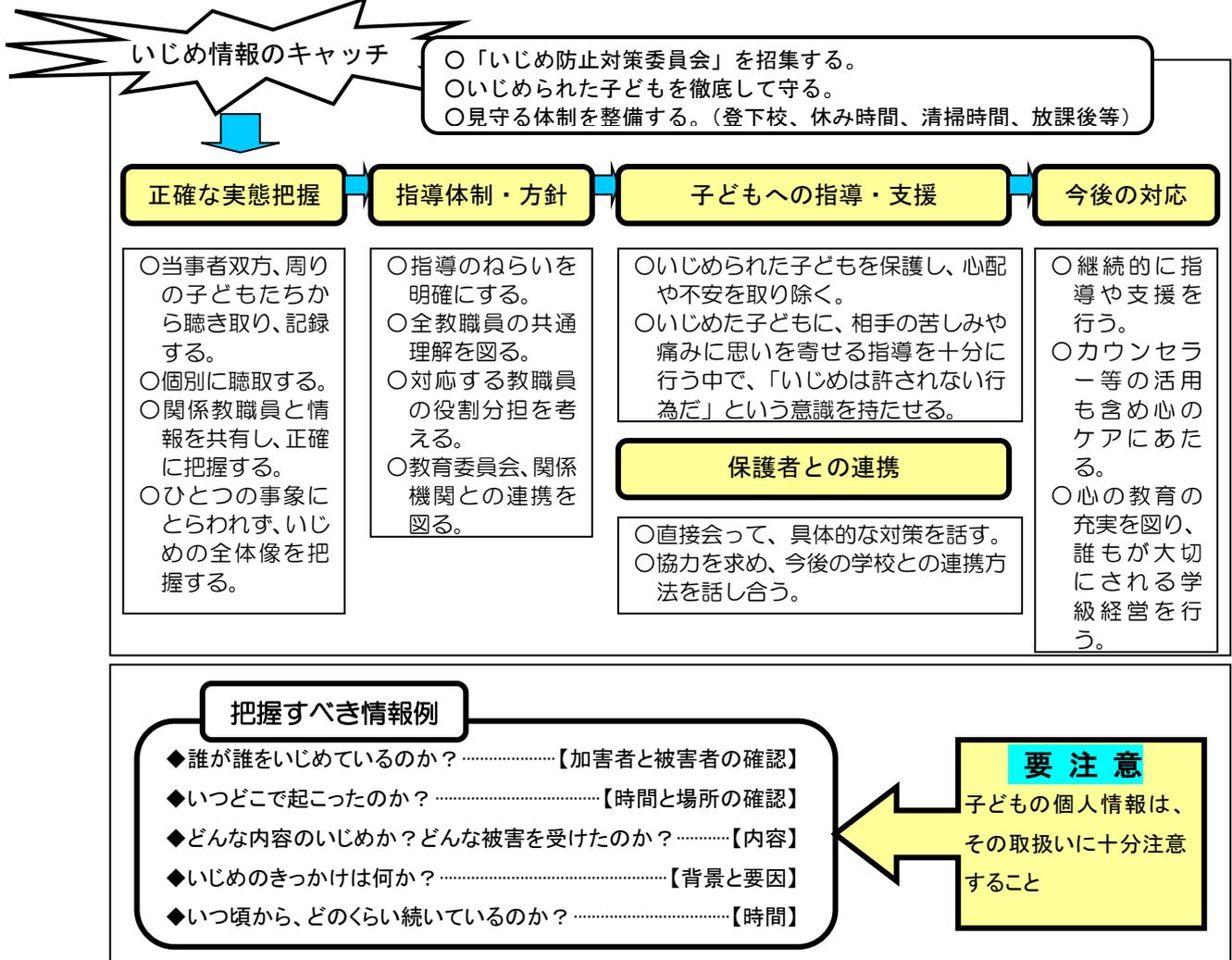
- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的・身体的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認すること。

6 教育的諸課題から特に配慮が必要な生徒

- (1) 学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
 - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる生徒
 - ④ 被災生徒

7 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめの情報をつかんだら、下の図をもとに、迅速に対応します。



8 インターネット上のいじめへの対応

スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

[実態を知る]

- インターネットいじめの種類
 - ・掲示板、メール、SNS等

[いじめの未然防止]

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
 - ・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

[早期発見・早期対応]

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼
- 被害防止の取組み

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは次のような場合であると共通認識を持ちます。

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が

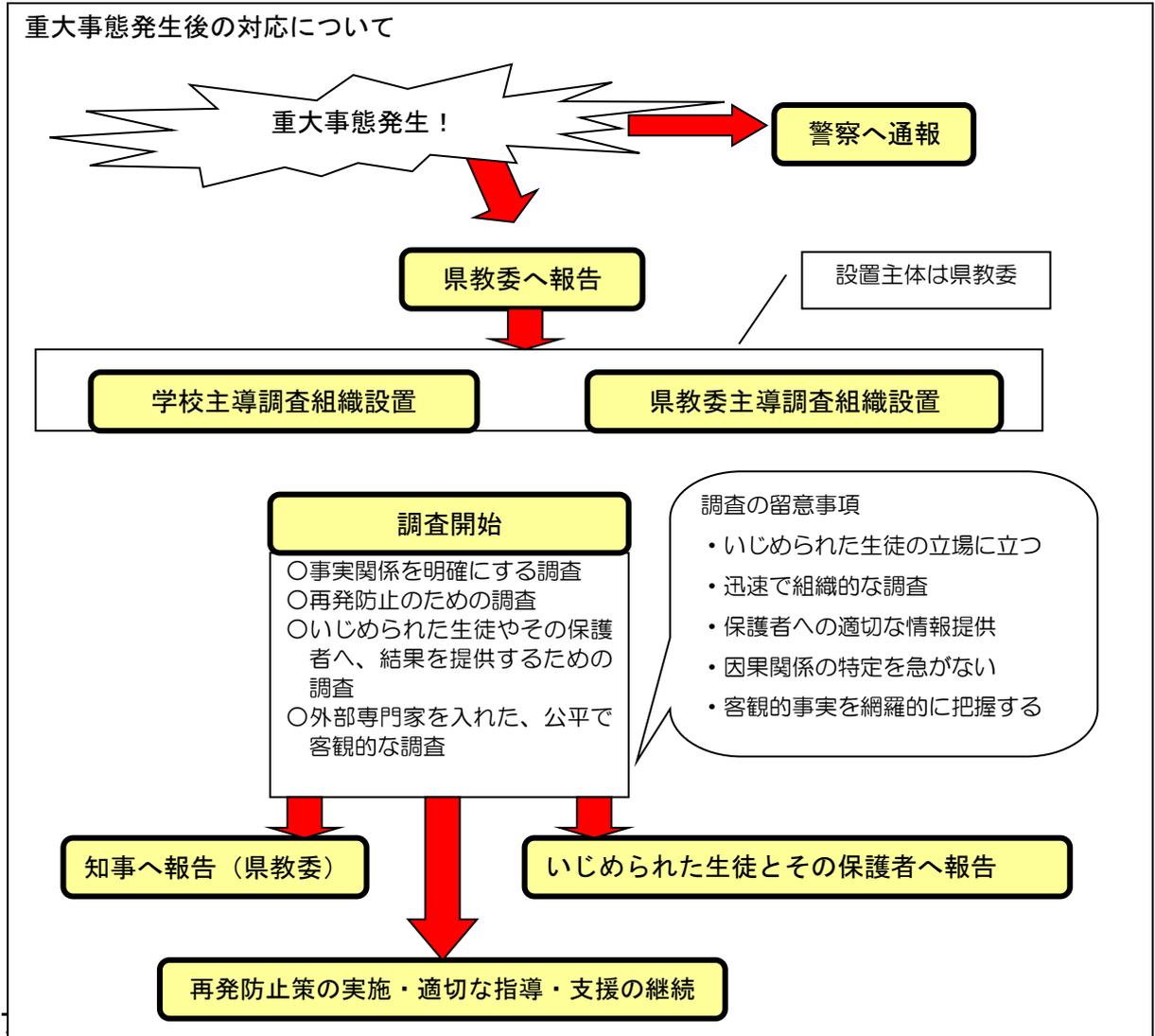
生じた疑いがあると認められた時

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

② いじめにより、当該生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時

③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時

(2) 重大事態が起こった場合、下の図をもとに、迅速に対応します。



10 点検・評価と不断の見直し

(1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、どのようにその実態を把握し対応したかを検証し、改善に取り組みます。

(2) 「いじめ防止対策委員会」は、適宜、本校のいじめ防止基本方針の見直しや活動のチェックを行い、いじめの事案への対処が適切に行われているかを検証します。